

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和56年富津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条中「指定学校変更申請書（別記第1号様式）を」を「就学校変更申請書（別記第1号様式）に別表第2に定める事実を証する書類を添えて、」に改める。

第5条中「区域外就学申請書（別記第2号様式）を」を「区域外就学申請書（別記第2号様式）に別表第2に定める事実を証する書類を添えて、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該子の住所を存する市町村の教育委員会に区域外就学協議書（別記第3号様式）により協議するものとする。

第6条を削る。

第7条中「第4条及び第5条」を「前2条」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

（審査）

第7条 教育委員会は、第4条又は第5条の規定による申請があったときは、前条に規定する許可基準及び別表第2に定める許可事由に該当するかどうかについて、速やかに審査しなければならない。

（許可）

第8条 教育委員会は、第4条の申請を認めたときは、就学校変更許可通知書（別記第4号様式）により当該保護者及び関係する学校長に通知するものとする。

2 教育委員会は、第5条の申請を認めたときは、区域外就学許可書（別記第5号様式）により、当該保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、他の市町村教育委員会から区域外協議書を受理したときは、速やかに内容を審査し、相当と認めるときは、区域外就学承諾書（別記第6号様式）により当該教育委員会に通知するものとする。

（許可の取消し）

第9条 教育委員会は、前条の規定による就学校変更又は区域外就学（以下「学区外就学等」という。）の許可を受けた児童生徒に次の各号に該当する事由が生じ

たときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 許可事由に変更又は消滅が生じたとき。

(2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により学区外就学等の許可の取消しをしようとするときは、当該児童生徒の保護者に対してその理由を示すものとする。

(届出)

第10条 学区外就学等の許可を受けた児童生徒の保護者は、当該許可事由に変更又は消滅が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(許可期間満了等に関する通知)

第11条 教育委員会は、就学校変更に係る許可期間が満了したときは、保護者に対し、就学校変更満了通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認められるときは、この限りではない。

2 教育委員会は、区域外就学に係る許可期間が満了したときは、保護者に対し、区域外就学満了通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認められるときは、この限りではない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

就学校変更又は区域外就学許可に係る判断基準			
区分	許可事由	許可期間	添付書類
身体上の理由	① 心身に著しい疾患等があり、指定学校に就学が困難と認められる場合 ② 心身の疾患等で転校による影響が大きく、登校拒否等の重大な問題を引き起こすおそれがあると認められる場合	事由解消まで	① ② 医師等の診断書 ② 当該学校長等の副申書

<p>家庭的理由</p>	<p>① 共働等保護者の就労に係る事情により、学童保育のある区域の小学校に就学を希望する場合</p> <p>② 共働等保護者の就労に係る事情により、通学区域外の他家に預けなければならない場合</p> <p>③ 家庭環境等で通学区域外就学を認める必要がある場合</p>	<p>事由解消まで</p>	<p>①②就労証明書、就学児童生徒預り書、世帯全員の住民票（区域外のみ）</p> <p>③教育委員会が必要とする書類又は証明書</p>
<p>地理的理由</p>	<p>地理的条件、通学上の安全面において考慮を必要とすると認められる場合</p>	<p>卒業まで</p>	<p>教育委員会が必要とする書類又は証明書</p>
<p>住居に関する理由</p>	<p>① 卒業学年において、通学区域外へ転居等し、引き続き現就学校に通学を希望する場合</p> <p>② 学期途中に通学区域外へ転居等し、引き続き現就学校に通学を希望する場合</p> <p>③ 入学又は新学期当初に転居等を予定し、転居等までの期間、現住地から転居等予定地区域の学校に就学を希望する場合</p> <p>④ 隣接する他の通学区域への転居等で、引き続き現就学校を希望し、かつ通学距離に著しい差がなく、通学上の安全等に支障がない場合</p>	<p>① ② ④ 卒業まで</p> <p>③ 事由解消まで</p>	<p>①②④世帯全員の住民票（区域外のみ）</p> <p>③転居予定地や時期を証明する書類</p>
<p>教育</p>	<p>他の児童生徒との関係で深刻な悩み</p>	<p>教育委員</p>	<p>当該学校長等の副</p>

的配 慮	等を持ち、現就学校における十分な指導にもかかわらず転校を希望する場合	会が認め た期間	申書
そ の 他	その他、教育委員会が特に必要であると認める場合	教育委員 会が認め た期間	教育委員会が必要とする書類又は証明書

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第5号様式の次に次の3様式を加える。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の規定は、許可期間が令和7年4月1日以後に係る申請をしようとする者について適用し、許可期間が令和7年3月31日以前に係る申請をしようとする者については、なお従前の例による。

富津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和56年富津市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(学区)</p> <p>第2条 学区は、小・中学校ごとに設定するものとし、その区分は別表____のおりとする。 (指定学校の変更)</p> <p>第4条 市内に居住する保護者が、子を学区外の市内の小・中学校に通学させようとするときは、<u>指定学校変更申請書（別記第1号様式）</u>を_____教育委員会に提出し許可を受けなければならない。 (市外居住者)</p> <p>第5条 富津市外に居住する保護者が、子を富津市内の小・中学校に通学させようとするときは、<u>区域外就学申請書（別記第2号様式）</u>を_____教育委員会に提出し許可を受けなければならない。</p>	<p>(学区)</p> <p>第2条 学区は、小・中学校ごとに設定するものとし、その区分は別表第1のおりとする。 (指定学校の変更)</p> <p>第4条 市内に居住する保護者が、子を学区外の市内の小・中学校に通学させようとするときは、<u>就学校変更申請書（別記第1号様式）</u>に別表第2に定める事実を証する書類を添えて、教育委員会に提出し許可を受けなければならない。 (市外居住者)</p> <p>第5条 富津市外に居住する保護者が、子を富津市内の小・中学校に通学させようとするときは、<u>区域外就学申請書（別記第2号様式）</u>に別表第2に定める事実を証する書類を添えて、教育委員会に提出し許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該子の住所を存する市町村の教育委員会に区域外就学協議書（別記第3号様式）により協議するものとする。</p>
<p>(許可)</p> <p>第6条 教育委員会は、第4条の申請を認めたときは、<u>指定学校変更許可書（別記第3号様式）</u>により当該保護者に通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前条の申請を認めたときは、<u>区域外就学許可書（別記第4号様式）</u>により、当該保護者に通知するものとする。</p>	
<p>(許可基準)</p> <p>第7条 第4条及び第5条の申請を許可する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体上の理由又は家庭的理由により指定学校に通学することが困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 地理的理由により指定学校に通学することが困難であると認められるとき。</p>	<p>(許可基準)</p> <p>第6条 前2条_____の申請を許可する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体上の理由又は家庭的理由により指定学校に通学することが困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 地理的理由により指定学校に通学することが困難であると認められるとき。</p>

- (3) 登下校の安全が確保できると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が特に認めたとき。

- (3) 登下校の安全が確保できると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が特に認めたとき。

(審査)

第7条 教育委員会は、第4条又は第5条の規定による申請があったときは、前条に規定する許可基準及び別表第2に定める許可事由に該当するかどうかについて、速やかに審査しなければならない。

(許可)

第8条 教育委員会は、第4条の申請を認めたときは、就学校変更許可通知書（別記第4号様式）により当該保護者及び関係する学校長に通知するものとする。

2 教育委員会は、第5条の申請を認めたときは、区域外就学許可書（別記第5号様式）により、当該保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、他の市町村教育委員会から区域外協議書を受理したときは、速やかに内容を審査し、相当と認めるときは、区域外就学承諾書（別記第6号様式）により当該教育委員会に通知するものとする。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による就学校変更又は区域外就学（以下「学区外就学等」という。）の許可を受けた児童生徒に次の各号に該当する事由が生じたときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 許可事由に変更又は消滅が生じたとき。

(2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により学区外就学等の許可の取消しをしようとするときは、当該児童生徒の保護者に対してその理由を示すものとする。

(届出)

第10条 学区外就学等の許可を受けた児童生徒の保護者は、当該許可事由に変更又は消滅が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

<p>(教育長への委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>(許可期間満了等に関する通知)</p> <p>第11条 教育委員会は、就学校変更に係る許可期間が満了したときは、保護者に対し、就学校変更満了通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、区域外就学に係る許可期間が満了したときは、保護者に対し、区域外就学満了通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>																		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																		
	<p>別表第2(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">就学校変更又は区域外就学許可に係る判断基準</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>許可事由</th> <th>許可期間</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体上の理由</td> <td>① 心身に著しい疾患等があり、指定学校に就学が困難と認められる場合</td> <td rowspan="2">事由解消まで</td> <td rowspan="2">①②医師等の診断書 ②当該学校長等の副申書</td> </tr> <tr> <td>② 心身の疾患等で転校による影響が大きく、登校拒否等の重大な問題を引き起こすおそれがあると認められる場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭的理由</td> <td>① 共働等保護者の就労に係る事情により、学童保育のある区域の小学校に就学を希望する場合</td> <td rowspan="2">事由解消まで</td> <td rowspan="2">①②就労証明書、就学児童生徒預り書、世帯全員の住民票(区域外のみ)</td> </tr> <tr> <td>② 共働等保護者の就労に係る</td> </tr> </tbody> </table>	就学校変更又は区域外就学許可に係る判断基準				区分	許可事由	許可期間	添付書類	身体上の理由	① 心身に著しい疾患等があり、指定学校に就学が困難と認められる場合	事由解消まで	①②医師等の診断書 ②当該学校長等の副申書	② 心身の疾患等で転校による影響が大きく、登校拒否等の重大な問題を引き起こすおそれがあると認められる場合	家庭的理由	① 共働等保護者の就労に係る事情により、学童保育のある区域の小学校に就学を希望する場合	事由解消まで	①②就労証明書、就学児童生徒預り書、世帯全員の住民票(区域外のみ)	② 共働等保護者の就労に係る
就学校変更又は区域外就学許可に係る判断基準																			
区分	許可事由	許可期間	添付書類																
身体上の理由	① 心身に著しい疾患等があり、指定学校に就学が困難と認められる場合	事由解消まで	①②医師等の診断書 ②当該学校長等の副申書																
	② 心身の疾患等で転校による影響が大きく、登校拒否等の重大な問題を引き起こすおそれがあると認められる場合																		
家庭的理由	① 共働等保護者の就労に係る事情により、学童保育のある区域の小学校に就学を希望する場合	事由解消まで	①②就労証明書、就学児童生徒預り書、世帯全員の住民票(区域外のみ)																
	② 共働等保護者の就労に係る																		

	事情により、通学区域外の他家に預けなければならない場合		③教育委員会が必要とする書類又は証明書
	③ 家庭環境等で通学区域外就学を認める必要がある場合		
地理的理由	地理的条件、通学上の安全面において考慮を必要と認められる場合	卒業まで	教育委員会が必要とする書類又は証明書
住居に関する理由	① 卒業学年において、通学区域外へ転居等し、引き続き現就学校に通学を希望する場合	①②④卒業まで	①②④世帯全員の住民票（区域外のみ）
	② 学期途中に通学区域外へ転居等し、引き続き現就学校に通学を希望する場合	③事由解消まで	③転居予定地や時期を証明する書類
	③ 入学又は新学期当初に転居等を予定し、転居等までの期間、現住地から転居等予定地域の学校に就学を希望する場合		
	④ 隣接する他の通学区域への転居等で、引き続き現就学校を希望し、かつ通学距離に著しい差がなく、通学上の安全等に支障がない場合		
教育的配慮	他の児童生徒との関係で深刻な悩み等を持ち、現就学校における十分な指導にもかかわらず転校を希望する場合	教育委員会が認めた期間	当該学校長等の副申書
その他	その他、教育委員会が特に必要であると認める場合	教育委員会が認めた期間	教育委員会が必要とする書類又は証明書

別記

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

別記

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第11条関係）

第8号様式（第11条関係）

別記

第1号様式（第4条関係）

就学校変更申請書

年 月 日

富津市教育委員会 様

保護者氏名  
(申請者)  
連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更をお願いいたします。  
なお、通学の安全確保については、保護者が一切の責任を負います。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
( ) 住所			
保護者氏名		児童生徒から 見た続柄	
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

第2号様式（第5条関係）

区域外就学申請書

年 月 日

富津市教育委員会 様

保護者氏名

（申請者）

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の承認をお願いいたします。  
なお、通学の安全確保については、保護者が一切の責任を負います。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 （住民登録地）			
（ ）住所			
保護者氏名		児童生徒から 見た続柄	
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

様

富津市教育委員会

区域外就学許可通知書

申請のあった区域外就学変更申請書に対して審議した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名		児童生徒から 見た続柄	
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

第7号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

富津市教育委員会

就学校変更満了通知書

下記の指定学校変更申請について許可期間が満了したことを通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名		児童生徒から 見た続柄	
指定就学校		学年	
現在籍校		学年	
就学期間			
転入学手続き期限			
備考			

第8号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

富津市教育委員会

区域外就学満了通知書

下記の区域外就学について許可期間が満了したことを通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名		児童生徒から 見た続柄	
指定就学校		学年	
現在籍校		学年	
就学期間			
転入学手続き期限			
備考			

様

富津市教育委員会

就学校変更許可通知書

学校教育法施行令第8条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名		児童生徒から 見た続柄	
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

富津市教育委員会

区域外就学協議書

下記の区域外就学を承諾するに当たり、学校教育法施行令第9条第2項により協議します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
( ) 住所			
保護者氏名		児童生徒から 見た続柄	
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			